



中央総合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目10番2号 申田ビル11階

電話 06-6365-8111(代表) フax: 06-6365-8209



新年ご挨拶

頬 春

経済環境はきわめて厳しい状況が続いています。製造部門の空洞化が進行していくなかで、中小企業の整理・破綻が後を絶ちません。昨年度の破産申立件数も16万件に達する状況であり、失業率もうなぎのぼりの状況になっています。

構造改革は、人間の健康でいえば、体質を変え、強靭な肉体にする処方箋であることは相違ありません。日本経済がグローバル社会の中で充分に対応していくためには、その貫徹が必須条件であることも間違ひありません。しかし、体力が衰弱しているときに、過激な鍛錬や手術をすることができないのと同様、構造改革も社会経済がそれに耐えうるかどうかを見極めながら遂行していくことが肝要であろうと思います。

構造改革の痛みに耐えることができるとは、将来に明るい希望と展望が見えるときです。そして何よりも重要なことは、人間の尊厳を守り、人々が心豊かに生活することがその目的であって、それを犠牲にした改革は本末転倒のそしりも免れません。

新しい年を迎えて、今年こそ明るい展望が見える年になることを期待したいと思います。



中央総合法律事務所 所長

中務 嗣治郎

謹賀新年



弁護士 岩城 本匠



弁護士 森 真二



弁護士 村野 邦二



弁護士 加藤 幸江



弁護士 安保 智男



弁護士 滝井 隆彦



弁護士 中光 弘



弁護士 中務 正裕



弁護士 中務 真子



弁護士 宮塚 久



弁護士 村上 创



弁護士 小林 章博



弁護士 鎌野 裕宗



弁護士 鈴木 秋夫



弁護士 小林 啓雄



弁護士 三浦 章生



弁護士 川口 富男



弁護士 岡村 兼



弁護士 福屋 寛昭



法務第一部員 寺本 宏



法務第二部員 角口 猛

新入所弁護士から

中央総合法律事務所で働き始めて、はや3ヶ月が過ぎようとしています。今までにない充実した毎日を送らせていただいております。

これからも、一つ一つの事件から多くのことを学び、ひいては依頼者の方々のご期待に応えることができますよう努力していきたいと思います。

弁護士 三浦 章生

弁護士 三浦 章生
(みうら あきお)

<出身大学>

東京大学文学部

<経歴>

2001年10月

最高裁判所司法研修所修了

大阪弁護士会登録

(中央総合法律事務所入所)

<取扱業務>

民事法務、商事法務、会社法務、

家事相続法務

株主総会もインターネットで

弁護士 森 真二

「2007年6月某日、今日は株主総会の集中日である。株主Aは自宅の部屋で数台のパソコンの画面を睨みながら、しきりにキーを叩き続けていた。画面には各社の株主総会の進行状況が刻々と映し出されている」

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

近年、会社法の大幅な見直しが次々と議論され実施されておりますが、昨年10月から開催された第153回国会でも、商法等の一部の改正ならびにこれとともに多くの関係法律の整備がなされ、本年4月1日から施行されることになりました。

この改正のポイントは、種類株式制度の見直し、会社関係書類の電子化、ストックオプション制度の改善などを中心とするもので、会社の資金調達がよりやりやすくなるような株式制度の見直し、また高度情報化社会に対応した会社関係書類の電子化等に関するものです。

冒頭のシーンが近未来に実現するかもしれません。

また同時にこれまで上記に関する規定がなく、経営者に過酷すぎるとされてきた取締役等の賠償責任について企業判断で上限を設定できるようにする法案改正もなされました。

以下、簡単にその概要をまとめました。

種類株式制度の弾力化

これまで利益配当優先株式については株主総会での議決権を制限し、優先配当がなされなかつた場合に議決権が与えられる、ということになっていましたが、会社が定款において株式の内容を定めることができる範囲を拡大し、配当優先株以外にも議決権を行える事項につき内容の異なる数種の株式の発行が認められるようになりました。

そして、会社が数種の株式を発行するときは、定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議すべき事項の全部又は一部についてその決議のほかにある種類の株主の総会の決議を要するものとすることを定めることができます。

この改正により、経営陣としても異なる種類株式を利用した資金調達に取り組みやすくなっているものと考えられております。

会社関係書類の電子化等

高度情報化社会が急速な伸展をみせている今日、これまでの会計書類の保存・備置き、それらの閲覧・監査や、株主総会の招集通知等の方法がもはや時代に合わなくなってきたことは明らかで、これらに間に電磁的方法を利用することが要望されておりました。

アメリカでは1990年代に入り各州で議決権行使の方法等に関する、インターネットを利用してできるような改正がなされてきています。

我が国においても今回の改正で、会社関係書類の電子化に関する法整備が一部取り入れられております。

例えば、定款や貸借対照表等計算書類等の会社関係書類を電磁的記録により作成し、これをもって当該書面の作成に代えることができるものとされました。他方株主等においてもこの情報を電磁的記録の利用により入手することができるようになりました。

また株主総会招集通知もインターネットを利用した電磁的方法により行うことができ、総会における議決権行使に關しても電子投票制度を利用することができるようになりました。これにより、これまで形骸化していた節がある株主総会が活性化される切っ掛けとなれば、まさに法改正の目的にも添うものといえるのでしょうか。

ストックオプション制度の改善

これは新株予約権制度を新設し、ストックオプションを新株予約権の無償付与と位置づけ、これまで付与対象者を自社の取締役及び従業員に限るという制限がありましたかこれを撤廃し、また付与対象者の氏名等の決議を不要とするなど株主総会における決議事項を簡素化し、付与できる株式数の制限（これまで10分の1）や権利行使期間の制限（これまで10年間）を撤廃するなどその制限を緩和することを内容とするものです。

この改正により、他の金融商品等との組み合わせで会社資金の調達方法の多様化の一途として利用できることを狙ったものとされています。

取締役会の賠償責任に上限

会社をめぐる最近の社会情勢に鑑み、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することを目的として、監査役機能の強化、取締役責任の軽減に関する要件の緩和及び株主代表訴訟制度の合理化の一環として、改正されたものです。

取締役等の責任の軽減に関しては、特別決議を行う株主総会や定款の規定に基づく取締役会決議等により、軽過失による法令定款違反の行為に関するものにつき代表取締役は賠償等の6年分、取締役は4年分、社外取締役・監査役に関しては2年分の額を超える部分につき、これを免除することができます。

このほか転換予約権付株式の問題などあり、また今年度には企業の意思決定の迅速化・経営の効率を高めるための取締役会の改革に関する法改正が検討されておりますが、いずれにしても、今後は法改正に適応した会社定款の見直し、株主総会のやり方の再検討などが急を要する問題となってきたということでしょう。



弁護士 森 真二
(モリ・シンジ)

＜出身大学＞
早稲田大学法学部
＜経歴＞
1974年4月
最高裁判所司法研修所研修(2年)
裁判官候補官(大蔵省法務課)
最高地方裁判所判事等歴任
1980年
大阪弁護士登録
(中央競合法律事務所入所)
＜専門資格＞
会社法務、商事法務、民事法務、
金融法務、民事相続法務、税法法務

職務発明

～従業員がなした発明の権利と価値～



弁護士 加藤 幸江
(かとう・さちえ)

＜出身大学＞
早稲田大学法学院
＜経歴＞
1971年4月
最高裁判所司法研修所修了(23期)
検察官(東京地方検察庁、福島地
方検察庁)
1974年
大庭弁護士会登録
1983年
中央労合法律事務所入社
<所属学会等>
工業所有権法学会会員
知的財産法研究会(メンバー)
知的財産法実務研究会(メンバー)
知的財産判例研究会(所長代理就任)
<取扱業務>
知的所有権、民事法務、
商事相続法務

本稿は、2001年11月14日、ホテルモントレグラスミアハウスにて開催された「経営法友会」例会で、当事務所弁護士加藤幸江が行った講演の要旨です。

元従業者が会社に金20億円を請求

平成13年8月23日、中村修二カリヨンニア大学教授が、元の勤務先である日亜化学工業に対して金20億円を請求する裁判を東京地裁におこしました。中村教授は、在職中に、青色発光ダイオードというその分野では画期的な発明を行い、会社はその発明について特許を申請して特許権者になりました。

中村教授が会社からもらった報酬は、特許出願時に1万円、特許成立時に1万円の合計2万円であり、一方、会社はこの特許によって業績を伸ばして年間売上高が何百億円にもなりました。そこで、中村教授は、発明の権利は自分にある、そうでないとしても発明の相当な対価は2万円より高額であるからとりあえず20億円を支払えと請求したのです。

この裁判は始まったばかりですが、元従業員が会社相手に裁判をおこすという、日本では比較的なじみの薄い形態であること、20億円という非常に高額な請求であることから、世間の耳目を集めています。

本裁判においては、中村教授の発明は「職務発明」に当たるか否か、職務発明に当たるとしたら、その「相当な対価」はいくらかが争われる気になるでしょう。

従業者がした発明は誰のもの？

1) 職務発明の要件

従業者が発明をする場合として、業務として研究開発に携わっていた結果発明したもの、業務とは関係なく独自に発明したもの等、いろいろな状況が考えられます。特許法は、第35条に「職務発明」に関する規定をおいて、従業者がなした発明のうち、職務発明に該当する発明について特別な取扱いをしました。

職務発明となるのは、次のものです（第35条第1項）。

- ・雇用関係にある者が発明したこと
- ・使用者の業務範囲に属する発明であること

・発明した従業者の現在又は過去の職務に属する発明であること。ここで過去の職務というのは、同一企業内の過去の職務を指し、以前に勤務していた会社の職務は含まれません。

2) 発明者主義

従業者が職務発明をしたときは、発明の権利はその従業者に属します。明治に制定された特許法では、職務発明については、別段の定めなき限り使用者に帰属するとして使用者主義がとらえていましたが、現行法は発明者主義をとっています。

職務発明における使用者の権利

1) 特許権等の予約承継

職務発明となる発明が完成するまでには、使用者は従業者に対して資金・設備・人的資源等いろいろな協力をしています。そもそも従業者に職務として研究開発を行わせるのは、その成果を得たいからなのです。

そこで特許法は、職務発明について、使用者は、就業規則や職務発明規程、個別契約等で、あらかじめ特許を受ける権利や特許権を自己に承継させ、あるいは自己のために専用実施権を設定することを予約しておくことができると規定しました（第35条第2項）。この点が職務発明に関する使用者の重要な権利であり、あらかじめ規定等で発明を承継する旨の契約をしておくことが一般的です。

2) 通常実施権の取得

使用者が発明にかかる権利を承継する旨の予約をしておかないと、権利は従業者のものになります。しかし前にも述べたように、従業者が発明をするまでには使用者は多大な協力をしているので、従業者がその発明について特許を受けたり、従業者から特許を受ける権利を承継した者が特許を受けたときは、使用者はその特許権について通常実施権を有し、発明を実施できることになります（第35条第1項）。

使用者はこの通常実施権を、当然に、無償で

取得し、登録しなくとも、その後に特許権もしくは専用実施権を取得した者に対して、対抗することができます（第99条第2項）。

■使用者に発明の権利を譲渡する場合の対価

1) 対価の算出方法

使用者が発明にかかる権利を従業者から承継するに当たっては、使用者は従業者に対して「相当な対価」を支払わなければなりません（第35条第3項）。

相当の対価を算出する方法として、第35条第4項は「対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。」と規定していますが、結局のところ対価の具体的計算方法や支払い期間については、公式はありません。

裁判例を見てみると、裁判所はこの相当な対価を算出するのに非常に苦労しており、他社へライセンスする場合に主要技術となる発明であるか、他社が当該発明に対して支払う実施料額、無効事由の存在の蓋然性、使用者の貢献度等を細かく検討し、さらには売上高、営業努力等との兼ね合いを検討して、額を算出しています。但し、発明者が相当と考える金額に比べて、裁判所が認定する金額はかなり低額です。

2) 特許報酬の支払時期

従業者への特許報酬は、一般に、次の時期に支払われます。

- ・特許を出願したとき
- ・特許を取得したとき
- ・当該特許に基づく事業収入が一定規模になったとき、あるいは他社から特許実施料を得たとしたとき

3) 注目される判決

従来、就業規則や職務発明規程等において報償金を規定し、それに基づいて報償金を交付しさえすれば、問題になることはほとんどありませんでした。それは、我が国では一度就職した会社は定年まで勤め上げるものであり、使用者に違うことができにくかったこと、発明報償金は低額でも、発明したことによって社内での地位や給料

等の待遇が良くなるなどの面で報われたと感じられたことなどから、使用者への不満が表面化しなかったのです。

この点に関する注目すべき判決が、東京高等裁判所で平成13年5月22日に出されました。元従業員がオリンパス光学工業に対して、職務発明の対価として規定に基づき受領した合計21万円強の額は相当な対価として不足であるとして、とりあえず2億円を請求した裁判で、会社は、規則等で決められた対価を既に支払っているので更に支払う義務はないとして争いました。しかし裁判所は、職務発明規程等であらかじめ金額や計算式を規定していても、それが客観的事実に抵触する場合は、規程に基づいて支払ってもそれだけで使用者は責任を逃れるものではなく、従業者は、不足分を改めて請求することができるとしたのです。

4) 規定の見直し例

職務発明の「相当な対価の額」について、従来の規程を見直して高額化する企業が続いている。たとえば、ソニーは有望な特許発明に出願時点で最高200万円以上の報酬を与えるとし、武田薬品工業は100億円超の新製品の販売に寄与した特許に最低でも750万円、最高5,000万円のボーナスを与えるなどとしています。

ただ、どの範囲の従業者を当該職務発明に関与した者として、報償金を受領できる範囲に含めるかの選択が別の問題点として浮上してきます。

■まとめ

従業者が職務発明をした場合、使用者はあらかじめ規程等によって一方的な意思として職務発明を承継することができますが、その場合は、従業者に「相当な対価」を支払わなければならぬことをご理解いただけたことでしょう。

相当な対価は使用者が一方的に決めることはできず、客観的相当性が必要です。知的財産という無形のものの価値が高まっている今日、使用者も従業者も正確な知識を身につけて、職務発明を正しく取り扱い、双方の発展につなげたいものです。

独占禁止法に基づく差止請求権について

弁護士 安保 智勇



弁護士 安保 智勇
(あいぱ・ちゆう)

＜出身大学＞
中央大学法学部
＜経歴＞
1988年4月
最高裁判所司書官候補生(38期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
1990年
ニューヨーク州弁護士登録
シンガポール弁護士登録
米国テキサンソン・ライト
法律事務所勤務
1992年
中央総合法律事務所復帰
(取扱業務)
国際取引、金融法務、賃貸法務、
会社法務、商事法務、民事法務、
知的所有権、独占禁止法務、
海事法務

質問

当社の競争者であるA社は、赤字覚悟で日々的に商品を販売しており、このままでは当社は太刀打ちできず、事業が困難になってしまいます。何とかこのような販売をやめさせる方法はないでしょうか。

回答

独占禁止法は、公正競争を阻害するおそれがある一定の取引方法で、公正取引委員会が指定するものを「不公平な取引方法」とし、事業者が不公平な取引方法を行ったり、または事業者団体がこれを事業者に行わしめることを禁止しています。

公正取引委員会は、正当な理由がないのに、商品等をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品等を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にするおそれがあることを「不公平な取引方法」としており、設問の事例は、独占禁止法上の「不公平な取引方法」に該当する可能性があります。

従来は、このような独占禁止法違反の行為に対して差止めを命じることができるのは公正取引委員会だけでした。しかし、平成13年4月1日から施行された新しい独占禁止法第21条は、「(不公平な取引方法)の規定に違反する行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者又は事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と規定し、不公平な取引方法に関して私人にも差止請求権が認められるようになりました。

具体的には、裁判所に裁判手続を申し立て、このような行為の差止めを命ずる裁判を求めるになります。このような裁判手続には、通常の判決を求める訴訟のほか、緊急性が認められる場合には、より迅速な判断を求める仮処分命令の申立てをすることも可能です。

裁判所にこのような不公平な取引方法の差止めを求める訴えが提起されたときは、裁判所は、その訴え提起の事実を公正取引委員会に通知するとともに、当該事件に関する独占禁止法の適用その他の必要な事項について意見を求めることができるものとされています。

さらに、公正取引委員会は、このような訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所

に対し、当該事件に関する独占禁止法の適用その他の必要な事項について意見を述べることができます。

このように改正独占禁止法は不公平な取引方法の被害者に裁判所に対し差止訴訟等の提起をする権利を新たに創設しましたが、被害者は從前どおり公正取引委員会に対して、不公平な取引方法を申告し、しかるべき排除措置を求めるこもできます。被害者からの訴え等の提起を端緒として公正取引委員会が調査を開始し、その結果、公正取引委員会によって独占禁止法違反行為について排除措置が取られた場合には、引き続き訴訟を追行する必要がなくなることもあります。

訴え等の提起が相手方事業者に判明することによって、相手方は早期に自発的に独占禁止法違反行為を取りやめることもありえると思われます。

不公平な取引方法には、設問の不当廉売の事例のほか、ぎまん的顧客誘引、抱き合せ販売、排他条件付取引、再販売価格維持行為、拘束条件付取引、優先的地位の濫用など、様々な類型があり、本件のように取引関係にない競業者の行為のほか、取引先の不当な行為もこれに該当する可能性があります。

不公平な取引方法について差止め請求を認めた規定は、このような行為に対する対抗手段として、今後大いに活用の余地があると思われます。

民事再生法について

弁護士 小林 章博

質問

最近、いったん民事再生法の適用を受けていた会社が会社更生法の適用へと切り替えたというニュースを耳にしましたが、両手続きはどのような点が異なるのですか。

回答

平成13年9月より民事再生法の定める手続のもとで会社再建をはかった株式会社マイカルが、同年11月、民事再生手続による再建を中止し、今度は会社更生法の定める手続のもとで会社再建をはかっていくことになったことは記憶に新しいと思います。では、民事再生法と会社更生法とはどのような点が異なるのでしょうか。

会社更生法も民事再生法も、経済的に行き詰まつた債務者の経済的再建をめざす制度であるという点では共通しています。

しかし、会社更生法の場合は、新たに選任された管財人が主体となって手続を進行するのに対し(会社更生法第174条等)、民事再生法の場合には、従前の債務者がなお業務遂行と財産管理の権限を有する(民事再生法第38条2項)という点で両手続は根本的に異なります。その他、担保権者を含む債権者の取扱い

等多くの点で両手続は異なっていますが、大体的には、会社更正法のほうが手続が厳格に定められています。

このように、民事再生法による再建の場合、債務者にとっては業務遂行と財産管理を継続して行うことができるというメリットがあり、また債権者にとっても手続が柔軟な民事再生法による再建のほうが会社更生法による再建の場合と比較して手続が迅速に進行する場合が多いというメリットがあるため、最近は会社更生法ではなく民事再生法による再建をめざすケースが増えています。

しかしながら、両手続とも一長一短がありますので、会社の規模、利害関係人の権利関係、債権者の意向等をふまえて、当該債務者の再建に最も適した手続が選択されることが望まれます。



弁護士 小林 章博

(こばやし・あきひろ)

<出身大学>

京都大学法学部

<経歴>

1999年4月

最高裁判所司法研修所修了(51期)

大蔵税理士会登録

(中央税理士法律事務所入所)

<取扱業務>

民商法務、税法法務、会社法務、

家事相続法務

質問

民事再生法は個人では利用できないのですか。

回答

前述の株式会社マイカルの例のように、最近は大規模な会社が民事再生法の適用を申請したというニュースが多いです。民事再生法は法人のみが適用されると思われるがちですが、個人であっても適用を求めることができます。特に、平成13年4月の民事再生法の一部改正により、個人の経済的再建のために「小規模個人再生(民事再生法第221条)」、「給与所得者等再生(同法第239条)」、という通常の民事再生手続をさらに簡易化した2つの手続(以下両者を併せて「個人債務者再生手続」といいます)が用意されました。(概要は別表記載のとおり)

個人債務者再生手続を利用すれば、特定調停や任

意整理等の手続では難しいといわれる元本カットが可能となる。一定の要件を満たす場合には住宅ローンの返済条件を変更して返済することが認められ住宅を手放さなくて済む、給料の差押さえを止めることができる、等のメリットがあります。また、許諾による借財や浪費等があるため破産法による免責を受けられる見込みがない場合でも、経済的再建をはかることができます。

個人債務者の経済的再建の手段として、個人債務者再生手続のはかに、任意整理、特定調停等の手段もあります。前述した会社の経済的再建の場合と同様に、当該債務者の経済的再建に最も適した方法が選択されることが望されます。

	小規模個人再生	給与所得者等再生
対象	将来において財務的に又は復復して収入を得る見込みがあり、かつ再生債務の総額が3000万円を超えない自然人(民事再生法第21条1項)	左記債務者のうち、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者であって、かつ、その額の変動の幅が小さいと見込まれる自然人(同法第239条)
再生計画認可の要件	再生計画案に同意しない旨を書面で回答した該債務者が請決権者の過半数に満たず、かつ、その請決権の額が請決権者の請決権の総額の2分の1を超えないこと(同法第231条第3項)	債権者の同意不要(同法第241条1項)
	債務額	返済金額
返済義務が残る債務額 (同法第231条第2項第3号) —両手続共通—	① 100万円未満	債務全額
	② 100万円～500万円	100万円
	③ 500万円～1500万円	債務額の20%
	④ 1500万円以上	300万円
※給与所得者等再生手続の場合には可処分所得額の2年分の割合と上記1～4の割合を比べて多い方の割合になります。		

「プロバイダー責任法」の成立とその影響

弁護士 浅井 隆彦



弁護士 浅井 隆彦
(あさいたかひこ)

＜出身大学＞
東京大学法学部
＜経歴＞
1988年4月
最高裁判所法研修修了(40期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
1994年
ノートルダム・ロー・スクール(ロンドン)修業
1995年
同校卒業
英國ケルテンス法律事務所にて研修
1996年
中央総合法律事務所復帰
＜現在＞
大阪弁護士会 国際情報処理委員会委員長
＜取扱業務＞
民事法務(英米法)、知的財産権、金融法務、商社法務、海事法務、
民事法務、商事相続法務、行政争議法務、租賃法務

プロバイダー責任法の規定範囲

「プロバイダー責任法」というと、ISP(Internet Service Provider)にインターネット接続事業者の責任についてだけ規定した法律のように聞こえますが、実際はそれより範囲の広いものです。

- まず、プロバイダー責任法には「特定電気通信設備提供者」=プロバイダーとは、「特定電気通信を用いて他人の通信を媒介し、その他の特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者」をいい。ISPだけでなく、法人・個人を問わず不特定多数の人が書き込みできるウェブサイトの管理者を意味します。たとえば「さちんねる」のような電子掲示板を設置するウェブサイトの運営者なども含まれます(同法第2条第3号)。
- 次に、プロバイダー責任法には、法律の正式名稱にあるように、①プロバイダーの損害賠償責任制限規定(同法第3条)だけでなく、②発信者情報の開示

請求規定(同法第4条)も含まれています。

プロバイダーのシレンマを軽減

今まで、ウェブサイト上の電子掲示板等に誹謗・中傷等を含む悪質な書き込みがなされ権利を侵害されたとする被害者が、プロバイダーに対し、内容の削除や、書き込んだ者(以下「発信者」)の氏名の開示を求めて、プロバイダーとしては、①被害者からの削除要求に応じなければ被害者から訴えられ、逆に勝手に発信を削除すると、発信者から「表現の自由を侵害した」などとして訴えられる危険がある②電気通信事業法などで定めた「通信の秘密」を守る立場から、発信者情報を開示できないなどの理由で身動きがとれず、プロバイダーを通じた被害者救済は困難でした。プロバイダー責任法は、このようなプロバイダーのシレンマを軽減するために制定されたものです。

「インターネット上の情報流通に関する、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う」という平成13年3月30日閣議決定に基づき立法化が進められ、9月にまとめられた当初案では、被害者からの申し出があったことをプロバイダーが発信者に通知する義務を課し、プロバイダーがこれを怠るなどして総務大臣が「情報の適正な流通を確保するため必要があると認めるとき」は、プロバイダーに勧告・命令でき、從わない場合は50万円以下の罰金を科すという規定まで盛り込まれていましたが、表現の自由に対する行政介入を招くおそれがあるという懸念から見送られ、現在のような形に落ち着きました。

難しい、情報の見極め

プロバイダー責任法は、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダーは被害者に対して賠償責任を負わなくともよいとする一方、被害者からの削除依頼などを受けたプロバイダーが情報発信者に照会してから7日経過しても発信者

から同意がなかった場合などは、発信者に発生した損害について賠償責任を負わなくてよいとしています。

ただ、正当な言論活動と誹謗・中傷の見極めは困難なことも多く、いくらプロバイダーの責任制限が認められたからといって、プロバイダーにとってその判断が重荷であることに変わりはありません。

法の実効性

プロバイダー責任法には、正当な理由がある場合には被害者が発信者の氏名や住所などの情報開示をプロバイダーに対して求めることができるという項目も盛り込まれていますが、開示請求した被害者の「権利が侵害されたことが明らかであるとき」に限られ、明らかかどうかはプロバイダーの判断にゆだねられていますし、また、プロバイダーに故意もしくは重大な過失がなければ、開示請求に応じなくても賠償責任を負わないことを定められています。

結局のところ、判断に迷えば開示しなくてもいいということであり、また、「さちんねる」のような会員制ではなく誰でも書き込みができる掲示板サイトの場合、そもそもプロバイダーが発信者情報を持っていないため開示しようにもできないという問題点があるので、この規定の実効性がどれほどのものかは現在のところ疑わしい点があります。

ひとつの判例

最後に、ご参考までに、プロバイダーの責任が問われた裁判例として、東京高等裁判所平成13年9月5日ニフティ名媛説事件控訴審判決を紹介しておきます。これは、パソコン通信運営会社ニフティの「現代思想フォーラム」電子会議室での発言により名譽を毀損されたとして、発言者、シスオペ、ニフティ等に対する損害賠償を請求する訴えが提起されたもので、第一審の東京地方裁判所平成9年5月26日判決は、発言者、シスオペ、ニフティに賠償を命じましたが、上記控訴審判決は、発言者に対してのみ賠償を命じ、シスオペ、ニフティに対する損害賠償は認めませんでした。

Q 中央総合法律事務所

TEL: 06-6365-8111 (代表)
FAX: 06-6365-8289
<http://www.clo.gr.jp>

